

令和 7 年度 香美市鍛冶屋 創業支援事業費補助金

取扱マニュアル

令和 7 年 3 月 31 日版

香美市役所 商工観光課

所在地	〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町 1-2-1
電話番号	0887-53-1084
FAX 番号	0887-53-5877
開庁時間	月曜～金曜 8 時 30 分～17 時 15 分 (土日祝は開庁)

※申請書を提出する前に、商工観光課までご相談ください。

1. はじめに

～「令和7年度香美市鍛冶屋創業支援事業費補助金」の実施にあたって～

本事業における補助金の申請については、香美市鍛冶屋創業支援事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」）及び本マニュアルを確認の上、間違いのないようお願いいたします。

あわせて誓約書に記載のある事項につきましても遵守願います。

なお、本マニュアルに記載のない事項につきましては、その都度、香美市役所商工観光課（以下、「商工観光課」）までお問合せください。

香美市鍛冶屋創業支援事業費補助金（以下、「補助金」）は、本市にある鍛冶屋創生塾を卒業後、本市で鍛冶屋を創業する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することで、本市の伝統的工芸品である土佐打刃物を継承していくことを目的としています。

ルールを逸脱した場合、補助金のお支払いができない場合がありますのでご注意ください。

※本マニュアルは、速やかな事業実施を行うため、変更場合があります。

最新版のマニュアル等については、随時、香美市ホームページをご確認ください。

■目次

- 1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 頁
 ～「令和7年度香美市鍛冶屋創業支援事業費補助金」の実施にあたって～
- 2. 補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・2～4 頁
- 3. 補助金 全体スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 頁
- 4. 補助金の交付申請及び実績報告等について・・・・・・・・・・6～8 頁
- 5. 交付決定の取消及び補助金の返還等・・・・・・・・・・9～10 頁

2. 補助金について

●補助対象者

補助対象者となるのは、以下の要件を満たす方です。

- (1)本市にある鍛冶屋創生塾に在学している者又は、卒塾翌年度から7年が経過していない者
- (2)継続発展する見込みのある鍛冶屋をすでに開業している者又は、開業しようとしている者
- (3)市町村税の滞納がない者

ただし、次のいずれかに該当する方は、補助対象者ではありません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する者
- ・政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当する者

・卒塾翌年度から7年が経過していない者とは？

2021年10月（令和3年10月）に鍛冶屋創生塾を卒塾した場合

卒塾したのは、令和3年度となります。

卒塾翌年度（令和4年度）から起算するので、7年が経過した日は令和11年4月1日となります。

⇒令和10年度の補助金まで申請できます。令和11年度の補助金は申請できません。

2023年3月（令和5年3月）に鍛冶屋創生塾を卒塾した場合

卒塾したのは、令和4年度となります。

卒塾翌年度（令和5年度）から起算するので、5年が経過した日は令和12年4月1日となります。

⇒令和11年度の補助金まで申請できます。令和12年度の補助金は申請できません。

●補助対象経費

鍛冶屋創業支援事業の補助対象経費は以下のとおりです。

- (1) 事業所の賃貸（敷金、礼金、保証金等は除く。）に係る経費
- (2) 事業所の改修費（ただし、自己所有の事業所の改修費は除く。）
- (3) 設備、備品購入費
- (4) 消耗品費（ただし、原材料費は除く。）
- (5) 機械搬入等に係る賃借料（トラックレンタル代等。）

・設備、備品購入費は具体的にどのようなものが対象になるか？

→減価償却資産の区分で、「器具・備品」「機械・装置」に該当するものです。自動車は「車両・運搬具」であるため、対象外です。

【参考】令和6年度分 白色申告者の決算の手引き（一般用）17頁～20頁

URL（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin_jigyo/kichou09.pdf）



・消耗品費として請求できるものとは？

→【例】砥石、グラインダー 等

・機械搬入等に係る賃借料とは？

→例えば、ベルトハンマーを購入して、購入したところから事業所まで運ばないといけないので、ユニックをレンタルした場合、このユニックレンタル代は対象になります。

●補助率及び補助限度額

補助率は10分の10以内、補助限度額は一人当たり100万円

※ 消費税及び地方消費税相当額は対象外とします。

本補助金は、補助限度額に達するまで複数年度申請することが可能ですが、その場合、申請初年度以降の補助限度額は、一人当たり100万円からこれまで通知されたすべての補助金額確定通知書に記載された確定金額を差し引いた額となります。

【例】

- ・ 令和7年度に20万円交付され、令和8年度に30万円交付された場合
→令和9年度に交付申請できる限度額は50万円です。
- ・ 令和7年度に100万円交付されている場合
→令和8年度以降は交付申請ができません。

●経費の支払方法

経費の支払いについては、原則として銀行振込または現金とします。やむを得ずその他の支払方法になる場合は、事前に商工観光課へお問い合わせください。

3. 補助金 全体スケジュール

- ① 要綱・マニュアル等の送付→4/1 以降に資料を鍛冶屋創生塾塾生及び卒塾生に送付します。(香美市ホームページでもご確認いただけます)
- ② 事前相談 →申請書を提出する前に、商工観光課へご相談ください。
- ③ 交付申請書等の提出 →最終 1/30 (必着) 商工観光課に原本郵送。提出資料等は 6 頁をご参照ください。
- ④ 交付決定通知書 →交付決定通知日以降に購入したものが対象になります。交付決定前に備品等を購入しないようご注意ください。
- ⑤ (補助金の概算払請求) →必要に応じて概算払を請求できます。提出書類等は 6 頁をご参照ください。
- ⑥ 実績報告・補助金の請求 →提出資料等は 7 頁をご参照ください。
- ⑦ 補助金の支払 →補助金交付請求書の提出により、各補助事業者の指定金融機関口座へ香美市より送金します。

各書類は、香美市ホームページよりダウンロードしてください。

URL (<https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/26-1/kaziyasougyouysienn.html>)



ご不明な点等ございましたら、商工観光課へお問い合わせください。

4. 補助金の交付申請及び実績報告等について

●交付申請

(1) 補助金交付申請について

令和8年1月30日(金)までに郵送にて書類原本を商工観光課までご送付ください。

(必着) → 審査・確認ができ次第、交付決定通知書を郵送いたします。

(2) 交付申請時の提出書類について

下記のとおり、各書類について提出期日までに商工観光課へ提出してください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 交付申請書（様式第1号）② 鍛冶屋創生塾に在学していることを証明する書類又は、鍛冶屋創生塾を卒塾したことを証明する書類③ 事業計画書（別紙1）④ 開業届 ※申請時点であれば⑤ 市町村税の滞納がない証明書⑥ 土佐打刃物連合組合からの意見書（別紙2）⑦ 誓約書 |
|--|

●補助金の概算払請求

交付決定通知書を受領した補助事業者は、必要に応じて概算払を請求できます。下記のとおり、各書類を商工観光課へ提出してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 概算払請求書（様式第10号）
※概算払請求書には、必ず押印が必要です。② 支払予定の根拠書類（見積書、賃貸借契約書の写し等） |
|---|

- ・書類に不備や誤りがなければ、書類が商工観光課に到着後15日程度を目安に入金いたします。※ただし、土日祝を挟む場合にはこれ以上の期間を要する場合があります。
- ・書類に不備や誤りがあった場合には、資料の補正や追加提出等に時間を要するため、15日以上を要します。

●実績報告及び補助金の請求

押印が必要な書類については郵送等で原本を提出してください。

※普通郵便で送付され、万が一紛失した場合は、商工観光課ではその責任を負いませんので、ご了承ください。

(1) 実績報告時の提出書類について

補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は、補助事業実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、必要な書類を商工観光課へ提出してください。(必着)

【例】

- ・補助事業が完了した日が、令和 7 年 10 月 10 日（金）の場合
→実績報告の提出締切日は、令和 7 年 11 月 8 日（土）となりますが、土曜日は閉庁日であるため、令和 7 年 11 月 7 日（金）までに商工観光課へ提出してください。
- ・補助事業が完了した日が、令和 8 年 3 月 17 日（火）の場合
→30 日が経過した日より 3 月 31 日が先にくるため、実績報告の提出締切は令和 8 年 3 月 31 日（火）となります。

提出書類

- ③ 実績報告書（様式第 7 号）
- ④ 事業所開設経費明細
- ⑤ 支払根拠書類（支払領収書等）
- ⑥ 定款、税務署へ提出した開業届書など事業内容が分かる書類

(2) その他商工観光課が必要とする書類について

- ・実績報告受領後、追加で資料の提出をお願いする場合があります。
その場合は、商工観光課より補助対象者へご連絡いたします。

【例】

支払根拠書類の品目が「機械一式：100 万円」となっており、どの機械を示しているか分からないため、「機械一式」の詳細が分かる書類の提出を追加で求める 等

(3) 提出書類の確認

- ・商工観光課にて、書類の不備や報告内容の誤りなどを確認します。
不備や誤りがあった場合は、商工観光課が指示する期日までに補正をお願いします。

- ・期日までに補正し、提出されない場合、補助金をお支払いできない場合があります。
- ・審査、確認ができ次第、補助金額確定通知書を郵送いたします。

(4) 補助金の請求・入金

- ・補助金額確定通知書を受領した補助事業者は、令和 8 年 4 月 15 日（水）までに必要な書類を商工観光課へ提出してください。（必着）

提出書類

① 交付請求書（様式第 11 号）

※交付請求書には、必ず押印が必要です。

- ・書類に不備や誤りがなければ、書類が商工観光課に到着後 15 日程度を目安に入金いたします。※ただし、土日祝を挟む場合にはこれ以上の期間を要する場合があります。
- ・書類に不備や誤りがあった場合には、資料の補正や追加提出等に時間を要するため、15 日以上を要します。

●補助事業の中止・廃止

- ・交付の決定を受けた後に、補助事業者から事業の中止、又は廃止の申し出をされる場合には、事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を商工観光課までご提出ください。

5. 交付決定の取消及び補助金の返還等

●交付決定の取消及び補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。

該当しないようにご注意ください。もし該当しそうになった場合は、すみやかに商工観光課までご連絡ください。

- (1) 当初の申請後、5年以内に鍛冶屋の開業を届出なかったとき。
- (2) 補助事業完了後5年未満で事務所を香美市外へ移転したとき。
- (3) 要綱及びマニュアルで定められていることに違反したとき。
- (4) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (6) 補助事業を中止（廃止）したとき。
- (7) その他市長が不相当と認めたとき。

・当初の申請後、5年以内に鍛冶屋の開業を届出なかったときとは？

【例】

令和6年度に初めて申請して30万円交付され、令和7年度にも申請して70万円交付された場合

→当初の申請は令和6年度となるので、令和11年度まで（令和12年3月31日まで）に開業届を出す必要があります。

●関係書類の保管

本補助金に係る書類は、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管をお願いします。

●重複交付の禁止

香美市商工観光振興事業費補助金の交付を受けた場合は、当該補助事業について、補助金の交付は行いません。その他の国や県の補助金等については、交付を受けてもかまいませんが、同じものに対して複数の補助金を充てることがないようにご注意ください。

【禁止例】

鍛冶屋を開業するために必要な機械Aを100万円で購入した。

→機械Aの代金100万に対して、香美市からも100万円補助金を交付してもらい、高知県からも100万円補助金を交付してもらった。(機械Aの代金100万に対して、補助金を200万円もらったことになる)

●その他

- ・その他のご不明な点は、商工観光課までお問合せください。
- ・香美市鍛冶屋創業支援事業費補助金についての情報は、香美市ホームページに掲載します。

マニュアル及び各様式については改訂する場合がありますので、各手続きの前に、最新版であるかご確認いただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、商工観光課にてご相談を受け付けます。

TEL 0887-53-1084

申請書類、マニュアル等は香美市ホームページより入手いただけます。